

＜京都市作成＞

京都市における職員が退職した後に在職期間中の犯罪が発覚した場合の 退職手当の支給制限措置及び返納処分について

I 概要

退職後に、在職期間中の犯罪が発覚した場合、その者がなお在職していたならば当該犯罪について懲戒免職の処分を行うことが相当であると認めるときは、司法の判断に依らず、本市の主体的な判断で、退職手当を支給しない処分（条例第 13 条）、又は既に支給した退職手当を返納させる処分（条例第 14 条、退職後 5 年間に限る）を行うことができる。

II 具体的な措置内容

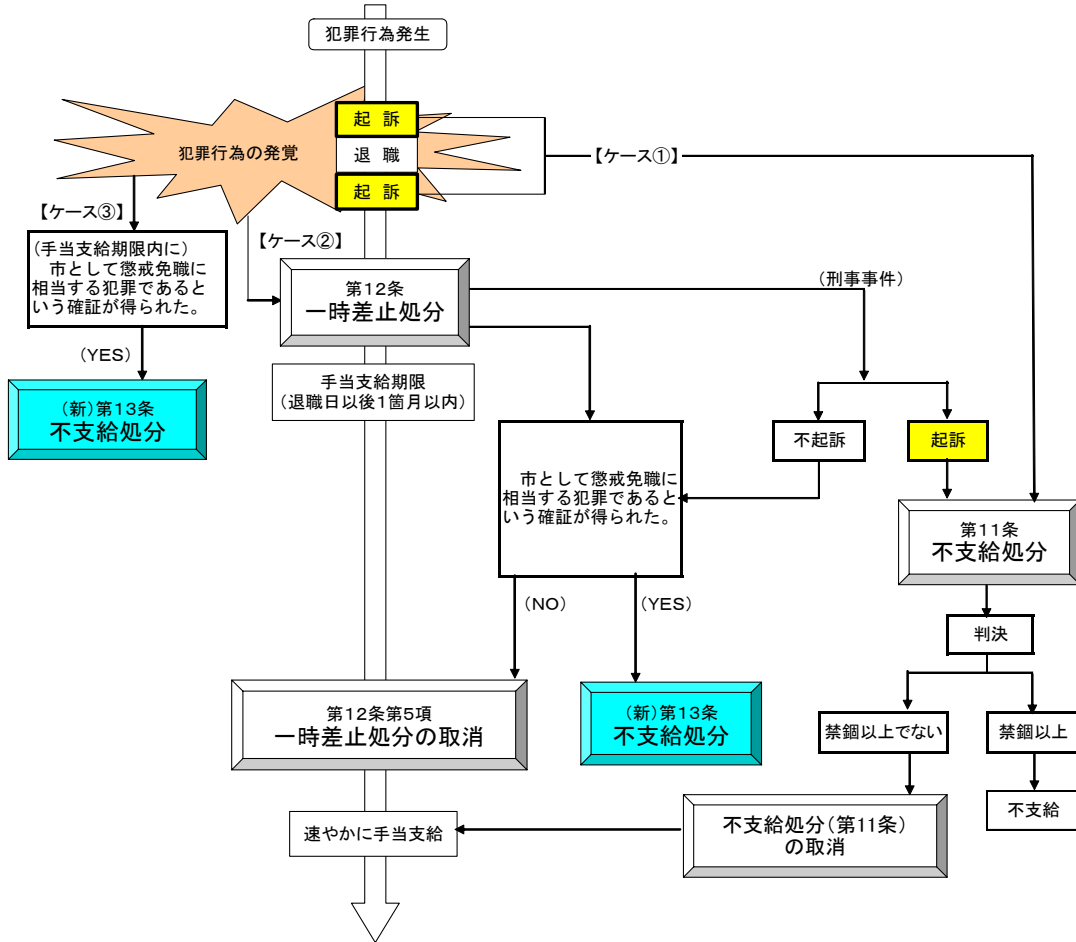
- 1 退職後に在職期間中の犯罪が発覚した場合の支給制限〔条例第 13 条〕
退職した者にまだ退職手当が支給されていない場合において、その者の在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為があったと認められる場合には、退職手当を支給しないことができる。
- 2 退職後に在職期間中の犯罪が発覚した場合の返納処分〔条例第 14 条〕
退職した者に退職手当を支給した後において、その者の在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為があったと認められる場合には、退職手当を返納させることができる。（ただし、退職の日から 5 年を経過した後においては、返納させることはできない。）
- 3 施行日
平成 19 年 1 月 1 日施行

III 対象事案の考え方

退職した者が在職期間中にした行為について、その者が在職していたならば懲戒免職処分に相当するかどうかについては、本人の自白や調査で得られた証拠により任命権者が判断することとする。

IV 手続きの流れ

○支給制限（第13条関係）



【ケース①】
退職の前後に起訴されている場合

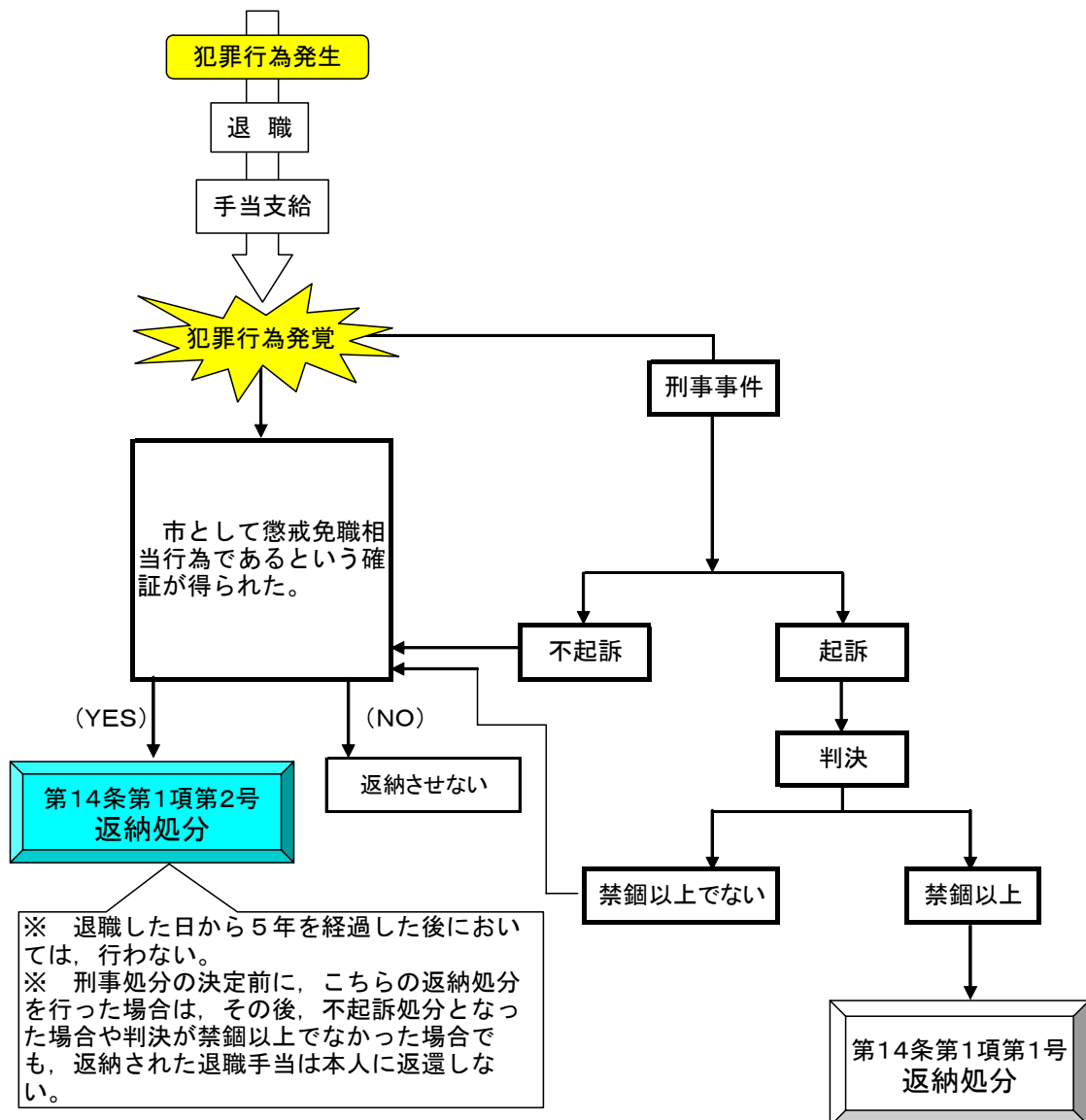
【ケース②】

発覚した犯罪について、退職手当の支給期限内（退職以後1箇月以内）に、懲戒免職相当であるという確証は得られないが、その可能性が極めて高いと思料される場合、又は、禁錮以上の刑に処される可能性が極めて高い場合

【ケース③】

発覚した犯罪について、退職手当の支給期限内（退職以後1箇月以内）に、懲戒免職相当であるという確証が得られた場合

○返納処分（第14条関係）



[参考] 京都市職員退職手当条例（抄）

（退職手当の不支給）

第 13 条 任命権者は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者がなお在職していたものとするならばその者に対し地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による免職の処分を行うことが相当であると認められる犯罪（以下「懲戒免職相当行為」という。）がその者の在職期間中にあったと認めるときは、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 前条第 2 項、第 3 項及び第 9 項の規定は、前項の規定による退職手当の全部又は一部を支給しない処分（以下「不支給処分」という。）について準用する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、不支給処分に関し必要な事項は、別に定める。

（退職手当の返納）

第 14 条 任命権者は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(1) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮^二以上の刑に処せられたとき。

(2) 在職期間中に懲戒免職相当行為をしたと認められるとき。

- 2 第 12 条第 2 項、第 3 項及び第 9 項の規定は、前項の規定による退職手当の全部又は一部を返納させる処分（以下「返納処分」という。）について準用する。
- 3 第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして行う返納処分は、職員が退職した日から 5 年を経過した後においては、行わない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、返納処分に関し必要な事項は、別に定める。